

議案参考資料

[令和5年第3回定例会(9月)]

[担当課(室)係]

消防本部予防課 指導係

議案名

議案第58号 桐生市火災予防条例の一部を改正する条例案

趣旨・目的

「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令」の一部改正に伴い、急速充電設備等について、所要の改正を行おうとするものです。

概要

1 急速充電設備について

- (1) 急速充電設備(電気自動車等に充電する設備)の全出力の上限を撤廃します。(現行の上限は、全出力200キロワット)
- (2) コネクターを用いて充電する設備であることを明確化するとともに、設備本体及び充電ポストにより構成されるものを分離型の急速充電設備として規定します。
(施行期日：令和5年10月1日)

2 蓄電池設備について

- (1) 蓄電池設備の多様化への対応として、規制対象に係る基準単位を「アンペアアワー・セル」から「キロワット時」に改めます。
- (2) 開放型鉛蓄電池以外の蓄電池が普及していることから、各種蓄電池設備において求められる安全対策の規定を改めます。
(施行期日：令和6年1月1日)

3 喫煙所等の標識について

- (1) 健康増進法に規定する喫煙専用室標識を設ければ、火災予防条例に基づく「喫煙所」の標識の設置を要しないこととします。
- (2) 標識と併せて使用する図記号は、国際標準化機構が定めた規格又は日本産業規格(JIS規格)に適合するものとしなければならないこととします。
(施行期日：令和5年10月1日)

背景・経過

脱炭素社会の実現等に向け、急速充電設備や蓄電池設備の規制の見直しが進んでいます。

国における各分野の安全対策検討部会における結果を踏まえ、省令の一部が改正されたことに伴い、火災予防条例の一部改正を行うものです。

参考資料

急速充電設備について



(一体型の急速充電設備)



(分離型の急速充電設備)

